

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年6月 2 日(火)午前10時30分から午前10時56分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(16 人)

会長	1番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2番	赤羽 則子
委員	3番	三浦 淳
	4番	上島 貞章
	5番	中村 智子
	6番	足助 聰美
	7番	下田 節子
	8番	野澤 修一
	9番	根橋 英男
	10番	根橋 鉄雄
	11番	竹淵 光雄
	12番	宇治 昭三郎
	13番	有賀 勝英
	14番	宮原 光平
	15番	小澤 浩矩
	16番	栞澤 幸雄

4. 欠席委員(0 人) なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

報告事項 (1)専決事項

5月許可決定の5条4件については、長野県農業会議から
5月15日付で許可相当の意見答申があったので、許可指
令書を交付した。

(2)農地法第18条第6項の規定による通知書

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 原照代
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

どうも皆さんおはようございます。大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。朝夕は結構涼しいわけですが、日中の暑さは真夏並みというようにございまして、体調管理が非常に難しいかと思えます。特に日中におきましては、水分は十分取りながら熱中症対策をしていただきたいなと思っているところでございます。今お話がございましたとおり、先月の21日以後、ほとんど雨が降っておりません。また真夏のような天候ですので、大地はカラカラってような状況でございまして、農地は大変厳しいかなと思っているところでございます。6日に種をまくわけですが、明日あたり雨が降るようでございますので、非常にいいかなと思っているところでございます。先月の行事等でございますが、21日に上伊那の農業委員会協議会がございました。総会の日程それから上伊那ファーマーズについての打ち合わせがございました。特に上伊那ファーマーズにおけます名人の推薦でございますが、昨年はある町村にちょっとかたまったような状況でございましたので、もう少し全体的にバランスをとったらどうかという話が出まして、いつもなら12月中に推薦するわけですが、今年度は9月末ごろまでに出していただき、全体的に調整したいなということでございますので、本年度はぜひ辰野町からも出すようまく心がけていただきたいなと、こんなところでございます。それから23日には大豆畑に一トンの堆肥で耕うんできました。大勢の皆さんに出いていただいたためにスムーズに草刈までできまして、大変ありがとうございました。ご苦労様でございました。それから5月28日の日には全国の農業委員会長会議というのが東京でございました。これなかなかの団体でございまして、農林水産大臣から政務官からはじまり、国会議員がぞろぞろと顔を出したわけですが、その席上で、やはり農業委員会の改革についての話が出ました。特にその中でも公選制でございました今までの農業委員会でございますが、それは無理だという結構町村もあったわけですが、今度は推薦制になるわけですが、いまさら政府そのものがその方法をすすめてますので、できるだけ公平に、公選制に近いような形での体制を取るようなかたちでもって、国のほうへ働きかけたいというようなかたちで決着したところであります。結構そのときには執行部のほうも大変苦労して、当局が苦労したようであります。それからTPP問題につきましては、

今までどおりまだ決着しておりませんので、今までの国会で決議したとおり、それをしっかり守っていただきたいというようなことがありました。その後県選出の国会議員と懇談会がありまして、会費制でもってかるく参議院会館に近いところで一杯ありましたところでございます。帰ってきますと11時近くになってしまったんでございますが、上伊那のほうは全員、会長さんは参加というような状況でございました。また、これからの日程でございますが、先ほども話しましたけれども6日には、私行けませんけれど、大豆の種まきでございます、雨がうまい具合に降っていただければ、そして、素晴らしいほ場ができましたので、今年もまたいい大豆がとれるんじゃないかなと思っているところでございます。それから9日には農業委員会の会長ならびに事務局長会議というのが松本でございます。事務局とっていきます。それから23日に上伊那農業委員会協議会の総会が宮田村でございますので、また関係する皆さん方、大変お忙しい中と思えますけれどもご出席をお願いしたいと思います。それでは本日の総会がスムーズにご審議されることをお願い申し上げまして、あいさつといたします。本日は大変ご苦労様でございます。

それでは私のほうで進行させていただきます。3番目の議事録の署名委員の指名でございますが、13番の有賀委員、14番の宮原委員、よろしくお願いいいたします。

それでは4番の議事に入りたいと思います、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番朗読】

<原事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

飯田市川路…番地のAさんが所有いたします、大字横川字日向…番地、面積781㎡と、大字横川字日向…番地、面積180㎡、地目はいずれも畑、この二筆を、大字横川…番地にお住まいのBさんが取得し、山林とするための申請でございます。譲渡人は飯田市にお住まいで高齢であり申請地の譲渡を希望しており、また譲受人は自己の山林も近いことから申請地を取得しヒノキ50本を植林する計画です。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地ですので、農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地ですが、位置的代替性がなく、やむをえないと判断いたします。5条申請による山林転用について、県の通知では、離農者の跡地を残っている農家が譲り受けて山林にする場合、また周囲の山林所有者が譲り受けて自己所有の山林と一体として経営する場合、山林経営が確実でほかの用途への変更の恐れのないものについては審査対象にするということで、この件については問題ないと思われまます。この件につきましては、根橋英男委員、中村委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは、根橋さんですか、根橋委員をお願いします。

<9番根橋委員>

9番の根橋が説明します。5月17日に私と、ここにいますBさんと行政書士のCさんが、中村さんが用事が重なって一緒に見られませんでしたので、別の日に見ていただいておりますのでお願いします。(場所の説明)ここは以前にAさんからBさんという話があったのですが、途中で一回話が中断しちゃったということで、Aさんは飯田のほうへ行ってしまってもうどうにもならないということでBさんということで話を進めたわけですが、今この場所はほとんど木が植わっております。781㎡あるほうの、ちょこっとしたところが草がいくらか生えてBさんは逆にみんなそこを手入れしてくれている。道端のところだけは少しワラビでも植えておくかなってBさん言ってるくらいで気を使ってるんですけどまたこの道下が林道との間で全部傾斜で何も耕作できるようなさわぎじゃないんですよ。非常にえらいところで話を聞きますとどうも昔は桑畑でやっていたのが畑になっているということであって、とても耕作するような状態ではないという、一緒に見てきたんですが、やむをえない状況であると判断してきましたのでよろしくご審議お願いいたします。

<尾坂会長>

はい、なにかこれに対するご意見ご質問等ございましたら。ちょっとお聞きしますけれどこれ、畑を山林に、所有者がやってからやるんじゃないかって、これ一度にできるってことなんです。そういうことできるんですか。はい、わかりました。畑から山に転用すると。

<9番根橋委員>

畑になってる土地が何も木が植わってないなら別ですけど、前の人がもう植えちゃってあるわけなんです。行ってみてもらえばそんなとことでもえらいもんだってところなんです。

<尾坂会長>

だから家を建てると同じ様なことなんです。ちょっと私の頭の中が、すみませんどうも。何かご意見等、質問、ありましたらお願いいたします。(なし)ないようでございますがこの件に対して許可する事についてご意見ありますか。(「なし」の声)なしということでございますので、この件につきまして許可することいたします。どうもありがとうございます

いました。次に議案第2号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局より説明をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<原事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計10件、19筆、面積は17,797㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上ですがご審議よろしくお願ひします。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。10件の19筆。17000㎡ということでございます。このちょっと上に不明と書いてあるのは、どうということなんですか。

<千田書記>

これは金額が書かれてなかったけれども賃貸借だったので。

<尾坂会長>

何かご意見ご質問等。「なし」の声)はい、異議ないということでございますのでこのように決定したいと思います。どうもありがとうございました。次に議案第3号、非農地の承認について、事務局より説明をお願いします。

【議案第3号、非農地の承認について】

<原事務局次長>

非農地証明書の交付申請でございます。

埼玉県所沢市向陽町…にお住まいのAさんから、大字小野字大ノ洞…番、登記地目は畑、1031㎡について申請がありました。理由としまして、申請地は昭和40年代ごろに植林したものと思われ、周囲も山林となっていることから農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もありませんので、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われまふ。この件につきましては、小澤委員、宇治委員が現地を確認しております。

<尾坂会長>

それでは現地へ行きました小澤委員さん、お願いします。

<15番小澤委員>

15番の小澤が説明します。今事務局から説明のあったとおりです。ここは昔、蚕の関係で桑畑であったそうですが、40年くらい前からもう、杉の、こんくらいの杉が植わってもう、どうしようもない状態です。ご審議よろしくをお願いします。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございましたけれど、大きな杉、ひのきですか、杉、植わってるようでございますが、何かこの件について、何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。(「なし」の声)いいですかね、この件につきましてご意見なければ、異議ありませんか。はい、異議ないということでございますのでこの件につきまして、承認したいと思います。どうもありがとうございました。次に報告事項でございますが、(1)の専決事項について、あわせまして農地法第18条第6項の規定による通知等よろしくをお願いします。

報告事項

<原事務局次長>

それでは報告事項ということで、専決事項ということでお願いしたいと思います、5月許可決定の5条4件につきましては、長野県農業会議から5月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。次に、農地法第18条第6項の規定による届出ということで合意解約でございますが1件、議案書のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

はい、報告事項についての、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。何かご意見ご質問等なければ、こういうことでございますので、よろしくお願いしたいと重います。以上で議事につきましては、終了しましたので事務局のほうへお願いしたいと思います。

その他

○平成 27年度味噌づくり体験大豆種まきについて

事務局から通知と参加者名簿について説明

尾坂会長種まき当日欠席

有賀農政部長説明、日程について等

雨天については赤羽代理・有賀部長・事務局で決定、午前7時、少雨決行

・ 6/6(土)委員 AM8:30 集合、参加者9時集合

・ 中止の場合、委員は赤羽代理と有賀委員が手分けして電話連絡

参加者には事務局が手分けして連絡(事務局当日6時40分役場集合、待機)

○旅行について

原事務局次長説明(特段連絡なし、何かあり次第通知)

○次回委員会開催日

7月6日(月) 午後1時30分から 第2会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印